

# やすらぎ福祉課からのお知らせ

■問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課 福祉班 ☎ 52-2111

## 特別児童扶養手当



20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障害もしくは長期にわたる安静を必要とする症状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育し、主として対象児童の生計を維持している方に支給されます。

### ●手当支給月額

1級 → 49,900円  
2級 → 33,230円

## 特別障害者手当

20歳以上で、身体・知的または精神に著しく重度の障害の状態にあるために日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給されます。

### ●手当支給月額／26,000円

●次の場合は手当を受けられません。

①施設に入所しているとき

(シヨートステイは除く)

②病院に3ヶ月以上入院しているとき

すでに手当を受けている方は、その手當に応じて、いろいろな届出をする義務があります。もし、届出が遅れたり、届出をしなかつた場合には、手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、手当を返していただくなっていますので、必ず忘れずにお届出をしてください。

## すでに手当を受けられている方へ

すでに手当を受けている方は、すでに手当を受けている方は、その手當に応じて、いろいろな届出をする義務があります。もし、届出が遅れたり、届出をしなかつた場合には、手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、手当を返していただくなっていますので、必ず忘れずにお届出をしてください。

## 特別児童扶養手当

20歳未満で、身体・知的または精神に重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の児童に支給されます。

### 障害児福手当

●次の場合は手当を受けることができます。

①児童が日本国内に住んでいないとき  
②児童が障害を支給事由とする公的年金を受けとっているとき  
③児童が児童福祉施設などに入所しているとき

### ●手当支給月額／14,140円

※次の場合は手当を受けることができる

①施設に入所しているとき  
(シヨートステイは除く)  
②児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき

すでに手当を受けている方は、すでに手当を受けている方は、その手當に応じて、いろいろな届出をする義務があります。もし、届出が遅れたり、届出をしなかつた場合には、手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、手当を返していただくなっていますので、必ず忘れずにお届出をしてください。

## すでに手当を受けられた方へ

## 児童扶養手当額

児童 1 人

全部支給(月額)	41,020 円
一部支給(月額)	41,010 円 ～ 9,680 円

※第2子は 5,000 円加算、第3子以降は  
1 人につき 3,000 円加算

## 児童扶養手当

### 児童扶養手当

父母の離婚、死亡などで、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または、20歳未満で一定の障害のある者）が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。手当を

●次の場合は手当を受けることができます。

①児童や父（母）などが、公的年金や遺族補償をうけることができるとき。  
②児童や父（母）などが日本国内に住んでいないとき。  
③児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等に入所しているとき。  
④父（母）が婚姻しているとき。（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある時を含む）

受けるためには、必要書類を添えて申請が必要です。ただし、申請者や生計同一の扶養義務者の所得受給状況によって支給制限があります。